

## 沼津市スポーツ指導者バンク設置要綱

沼津市告示第142号

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツの振興と健康増進を図るため、自主的にスポーツを通じた健康づくり活動に取り組む団体等に対するスポーツ指導者（以下「指導者」という。）の紹介及び指導者の資質向上に取り組む沼津市スポーツ指導者バンク（以下「指導者バンク」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「スポーツ」とは、競技性のある運動及び健康づくりを目的とした運動並びにレクリエーションとしての身体的活動をいう。

(業務)

第3条 指導者バンクの業務は、産業振興部において処理し、その内容は次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録及び紹介に関すること。
- (2) 指導者の資質の向上に関すること。
- (3) その他指導者バンクの目的達成に必要な事項に関すること。

(登録指導者の資格)

第4条 指導者バンクに登録する指導者（以下「登録指導者」という。）は、スポーツの知識及び技術を有し、かつ、それを市民に提供しようとする意思のある者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者等の資格を有する者
- (2) 日本レクリエーション協会の公認指導者等の資格を有する者
- (3) 健康運動指導士又は健康運動実践指導者の資格を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ関係の協会、連盟等の指導者の資格を有する者
- (5) その他スポーツに関する専門的知識及び指導歴を有し、市長が適当と認める者

(登録指導者の登録)

第5条 指導者バンクに登録を希望する者（次項において「申請者」という。）は、沼津市スポーツ指導者バンク登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、登録を決定した場合は、申請者に通知する。
- 3 登録指導者の登録期間は、3年以内とし、更新の手続きは別に定める。  
(登録の変更及び取消し)

第6条 登録指導者は、登録事項に変更が生じた場合又は登録指導者としての活動が継続できない事情が生じた場合は、速やかに市長に報告するものとする。

- 2 市長は、登録指導者が次の各号のいずれかに該当し、適格でないと判断した場合は、その登録を取り消すことができる。
  - (1) 登録指導者の立場を利用し、政治活動及び宗教活動を行った場合
  - (2) 虚偽の申請内容があった場合
  - (3) その他登録指導者として適格でないと判断できる事由があった場合  
(紹介対象となる団体等)

第7条 登録指導者を紹介する団体等は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 参加者人数、施設、設備、開催時間等が適切であること。
- (2) 主催者又は代表者が明確であり、かつ、参加者の事故等について責任をもって処理できること。
- (3) 参加者がスポーツ傷害保険等に加入していること。
- (4) 参加者に沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員等に該当する者がいないこと。
- (5) 活動目的が、政治、宗教又は営利を目的としたものでないこと。  
(紹介の依頼等)

第8条 登録指導者の紹介を希望する団体等の代表者（以下「依頼者」という。）は、指導を希望する期日の2週間前までに、沼津市スポーツ指導者バンク指導者紹介依頼書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請内容に適合する登録指導者を紹介する。
- 3 詳細な指導内容等については、登録指導者と依頼者の間で行うものとする。
- 4 依頼者は、活動終了後10日以内に、沼津市スポーツ指導者バンク利用結果報告書（第3号様式）を市長に提出するものとする。  
(登録指導者への謝金等)

第9条 登録指導者に対する謝金及び交通費は、依頼者が負担することとし、その額は1回につき5,000円を限度とする。

(登録指導者の研修等)

第10条 市長は、登録指導者の資質向上のため、定期的な研修の実施や情報の提供に努めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導者バンクについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(令和3年度から令和5年度における特例)

2 令和3年3月31日時点において沼津市スポーツリーダーバンク設置要綱（平成17年教育委員会告示第10号）第3条の規定により登録されている登録指導者及び沼津市元気アップ指導者バンク事業実施要綱（平成19年6月11日市民福祉部長決裁）第3条の規定により登録されている登録指導者のうち、第5条第1項の規定による登録を希望する者については、同条第2項の規定による登録の決定及び通知があったものとみなす。この場合において、同条第3項の規定中「3年以内」とあるのは「令和3年4月1日から令和6年3月31日まで」とする。